

日行連発第 1000 号
平成 27 年 12 月 28 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
第一業務部
部長 益本 納

農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員の選出方法の変更に係る
行政書士の農業委員への登用について

平成 27 年 8 月 28 日に可決され、同年 9 月 4 日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の一部として改正された「農業委員会等に関する法律」（以下、改正法という。）につきまして、農業委員の選出方法として、公選制が廃止され議会の同意を得た上での市町村長による任命制（改正法第八条）へと変更されましたので、お知らせいたします。これに関し、市町村長が農業委員を指名する際には、農業者等に対し「候補者の推薦を求めるとともに、委員となろうとする者の募集」（改正法第九条第一項）を行い、市町村長はその「推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」（改正法第九条第三項）とされています。

行政書士についても登用の可能性があることから、各単位会におかれましては、所属会員に対して本件について周知いただくとともに、農地転用許可業務を通じて有限な国土の合理的かつ計画的な利用に貢献する行政書士が農業委員に登用されることの必要性に留意しつつ、各地方自治体の動きを引き続き注視し、登用へ向けた積極的な働きかけを必要に応じて行っていただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本改正法の施行日（平成 28 年 4 月 1 日・改正法附則第一条）前においても改正法第八条及び第九条に基づく農業委員の任命のための必要な行為は行うことができる（改正法附則第三十条）とされているため、施行日以前に農業委員の推薦及び募集を行う地方自治体もあるものと考えられますので、推薦及び募集期間のお見逃しのないよう十分にご注意ください。

なお、既に募集がなされております岩国市、静岡市の該当ホームページも下記のとおりご案内いたしますので、ご参考としていただければ幸いです。

記

【参考 URL】

- ・平成 27 年農業委員会法改正について（農水省 HP）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/27kaisei_nouihou.html
- ・岩国市 HP
<http://www.city.iwakuni.yamaguchi.jp/www/contents/1450405218993/index.html>
- ・静岡市 HP
http://www.city.shizuoka.jp/121_000046.htm

以上